

公益財団法人元興寺文化財研究所公的研究費等内部監査取扱内規

(趣旨)

第1条 この内規は、この規程は、公的研究費等による研究活動に関する取扱規程に基づき、公益財団法人元興寺文化財研究所（以下「当研究所」という。）における公的研究費の内部監査に関して必要な事項を定める。

(監査担当者)

第2条 監査は、理事長又は理事長が指名する理事・監事、及びコンプライアンス推進責任者（以下「監査担当者」という。）が実施する。

(監査区分)

第3条 公的研究費の内部監査を次の各号のとおり区分する。

- (1) 科学研究費補助金の通常監査（以下「科研費通常監査」という。）
- (2) 科学研究費補助金の特別監査（以下「科研費特別監査」という。）
- (3) 科学研究費補助金を除く公的研究費等の監査（以下「公的研究費等監査」という。）
- (4) 公的研究費管理体制の検証（以下「機関監査」という。）

(監査担当者による不正発生要因の分析)

第4条 監査担当者は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に示されているリスクを踏まえ、当研究所の実態に即した不正発生要因を分析のうえ、監査計画を立案する。

(監査対象等)

第5条 前条各号に定める内部監査の対象は、次の各号のとおりとする。

(1) 科研費通常監査

本研究所において、科学研究費補助金の交付を受けている研究課題数の概ね10%を対象とし、その抽出はコンプライアンス推進責任者がリスクアプローチにより行う。

(2) 科研費特別監査

科研費通常監査の対象となった研究課題のうち、概ね10%を対象とし、その抽出はその抽出は理事長又は理事長が指名する監査担当者がリスクアプローチにより行う。

(3) 公的研究費等監査

科学研究費補助金を除く公的研究費を対象とする。

(4) 機関監査

公的研究費の管理体制全般を対象とする。

(監査方法)

第6条 前条に定める監査は原則として毎年実施することとし、毎年9月までに監査担当者がこれを行う。監査方法は次の各号のとおりとする。

(1) 科学研究費通常監査

各種申請書、証憑等の書類確認により実施する。監査の結果、必要に応じて研究代表者、取引業者等関係者へのヒアリングを行うことができる。

(2) 科学研究費特別監査

各申請書類、証憑等の書類確認に加えて、物品確認等の事実確認を行い、より詳細に監査する。監査の結果、必要に応じて研究代表者、取引業者等関係者へのヒアリングを行うことができる。

(3) 公的研究費等監査

科研費通常監査および特別監査に準じて行う。

(4) 機関監査

各種の書類確認に加え、必要に応じて公的研究費の管理体制に関与する関係者にヒアリングを行い、不正防止を含めた管理体制の有効性を検証する。

2 監査担当者は、監事と連携し、その助言を活用することができる。

(結果報告)

第7条 監査担当者は、監査結果を管理体制の最高管理責任者である理事長に報告する。

この内規は、平成27年7月21日から施行する